

江戸時代の離縁状を読む(2)

解説

2 回目のめあて

(1) 練習

(2) 定型句の練習

(3) 林家文書

(4) 宿題

一 練習

- ・ 閲覧室はご利用になられたでしょうか。
- ・ 古文書学習 繰り返し||自主性 ↓閲覧室の利用

おすすめの離縁状 文書番号

- ・ 山口家文書 No. 八七六
 - ・ 杉浦家文書 No. 九一
 - ・ 松岡家文書 No. 三六三五
 - ・ 長島家文書 No. 二〇〇五
 - ・ 森田家文書 No. 四七九四・五二九五・六三九六・七六九七
 - ・ 新井家文書 No. 二四五九・二九五〇
 - ・ 会田家文書 No. 三六四五
 - ・ 加藤家文書 No. 四一二・一一六七
 - ・ 福島(圭)家文書 No. 七七
 - ・ 武笠(昇)家文書 No. 九〇
- 2 階で請求すれば、手に取ってることができます。

・ 請求方法

2 階閲覧室で実物を手に取ってることができます。(※複製があるものは複製の利用をお願いしています。)
資料を探すためのお問い合わせを受け付けています。資料を探すお手伝いをします。
お気軽にお声かけください。

当館の資料の古文書についてのお問い合わせも一部受け付けています。例えば、「当館資料の古文書の読み方が2, 3文字どうしても、わからない」などです。一緒にお調べします。
※「古文書をまるまる読んでください」のようなご依頼はお受けできません。辞書や読み方解説本のご案内となります。

2、予約する ※必須ではありません。

電話番号 048・865・0112

「お名前」「電話番号」「来館希望日」「閲覧希望資料」をつたえる。

閲覧希望資料が大量な場合や、利用票を既に作っている場合はメールやFAXで文書館に送る。

メール p650121@pref.saitama.lg.jp

FAX 048・839・0539

3、来館する

※閲覧室内は鉛筆のみ使用可

2階文書閲覧室に入る前に、コインロッカーに「貴重品」「筆記用具」「カメラ」「パソコン」「参考資料」以外の荷物を預け、手洗いをを行う。

利用票を提出して、資料の出納を待つ。事前に利用票を送っている場合すぐに見ることが出来る。

※当日、利用票を追加する事も可能です。

○閲覧室を使ってみよう

・古文書初学者にオススメの棚

入口付近にくずし字辞典類や、辞書、古文書のテキストがあります。窓際には地名辞典や国史大系があります。



・くずし字を探す

・児玉孝多『くずし字用例辞典』東京堂出版

(文書閲覧室 A210.3/ク)

・古文書読解に関する知識を把握する

・若尾俊平『古文書入門事典』柏書房

(文書閲覧室 A201.02/ス)

・古文書独特の語法がわからない時 語法を確認したい時

・天野清文 美松幸男 宮原一郎『ステップアップ 古文書の読み解き方』(文書閲覧室 210.02/ス/カイ)

・古文書独特の用語がわからない時

・池田正一郎『古文書読解用語辞典』

(文書閲覧室 A210.03/コ/カイ)

・まずはコレ! 比較的信頼できる事典類

『日本史用語大辞典 用語篇』

(文書閲覧室 A210.03/ニ/1カイ)

『国史大辞典』

(文書閲覧室 A813/ニ/2・1)

『日本国語大辞典』

(文書閲覧室 A210.03/コ/1)

・地名を調べる

『日本歴史地名大系111 埼玉県の地名』平凡社

(文書閲覧室 A291.03/ニ/11)

『角川日本地名大辞典11 埼玉県』角川書店

(文書閲覧室 A291.03/カ/11)

・幕府法令を調べる

『近世法制史料叢書』

(文書閲覧室 A322/ト/前1)

『寛政重修諸家譜』

(文書閲覧室 A288/カ/1)

『寛永諸家系図伝』

(文書閲覧室 A288/カ/1)

・大名や幕臣について調べる

『寛政重修諸家譜』

(文書閲覧室 A288/カ/1)

『寛永諸家系図伝』

(文書閲覧室 A288/カ/1)

小川恭一『江戸幕府旗本人名事典』

(文書閲覧室 A281.03/エ/1)

二 定型句の練習

・おさらいもかねて 1 回目と定型文言とくずしを比較してみましよう。

・離縁状の主な書式

- 1 事書(表題)
- 2 本文(離婚文言)
- 3 本文(再婚許可文言)
- 4 文末表現(結びの表現、日付、差出[㊟]・宛先)

・離縁状の主な書式の例

- 1 事書(表題)



「一札之事」(林家文書No.三〇三七)

・「送一札之事」(林家文書No.五二九八)



「離縁状之事」(林家文書No.三〇三八)



「離別一札之事」(林家文書No.三〇四〇)



「リエんちやう」(森田家文書No.六七七八)



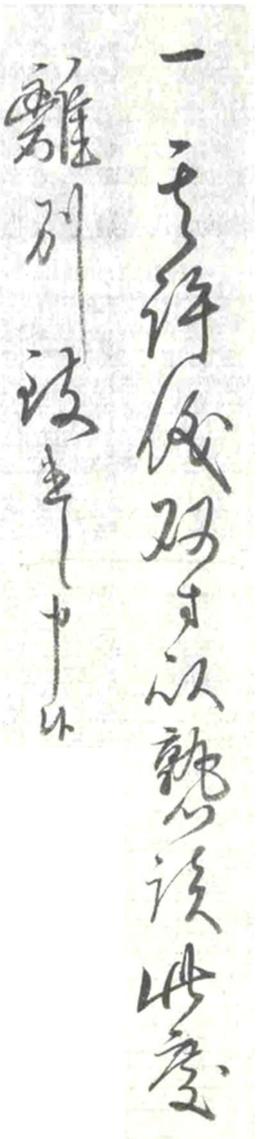
「去状之事」(加藤家文書No.四一二)



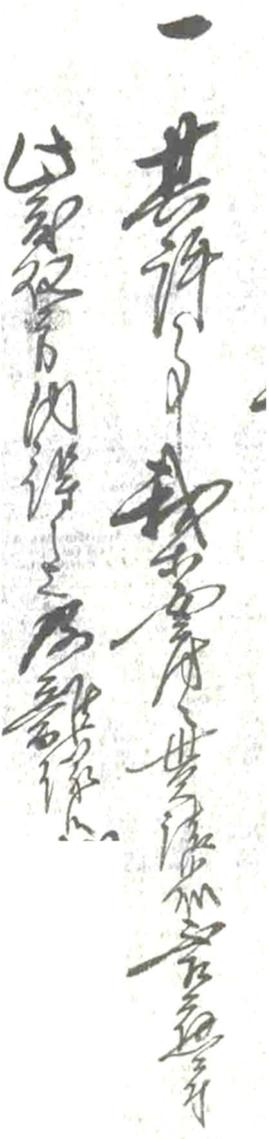
↓その他 事書が無いもの等もある。

2 本文(離婚文言)

「二其許儀双方以熟談此度離別致遣し申候」(林家文書No.三〇三七)



「二 其許事我等女房ニ貫請候処不相応ニ付 (林家文書No.三〇三八)
此度双方納得之上及離縁候」



「二 このをんなふらちニ付もうとうかまへ無御座候」(森田家文書No.六七七八)



「二子無之姪事を好み身為二不相成候ニ付離別いたし候」(加藤家文書No.四一二)



その他 「双方和談ノ上離別致候」、「此度不縁ニ付暇差遣申候」、「悪縁ニ付離別仕候」、「無縁致候ニ付」、などなど

○離婚理由↓あまり詳しく書かない。つづく再婚許可に障らないように。

○「双方」「熟談」「和談」「離別」「離縁」「悪縁」「無縁」↓同じような言葉、漢字頻出や

類語を覚える、類語を想定する。

3 本文(再婚許可文言)

「此末何方江縁付候共少茂構無御坐候」(林家文書No.三〇三七)

「然ル上ハ何レ江縁付候とも少も差構無之候」(林家文書No.三〇三八)

「此末何方江縁付候共一切構無御座候」(加藤家文書No.四一二)

「どこのいすくへゑんずくともスこしもかまいます申候」(森田家文書No.六七七八)

↓濁点などを補う必要がある ひらがな書きでの特徴

4 文末表現(結びの表現、日付、差出・宛先)

「依而離縁状如件」(林家文書No.三〇三七)

「為後日送り一札依而如件」(林家文書No.五二九八)

「為後日一札」(森田家文書No.六七七八)

「仍而離別一札如件」(加藤家文書No.四二二)

○数字・助数詞

・助数詞

年月日 年(ねん) 歳(ねん) 月(げつ) 日(ひ) 閏(うるう) 曆(れき)

時間 刻(こく) 時(とき)

割合 割(わり) 分(ぶ) 厘(り)・ん(りん) 毛(もう)

重さ 貫(かん) 貫目(かんめ) 匁(もんめ) 匁目(もんめ)

量 石(こく) 斗(と) 升(しょう) 合(ごう) 勺(しゃく)・タ(しゃく) 才(さい) 弗(ふつ) (10進法)

俵(ひょう)

貨幣(金) 両(りょう) 分(ぶ) 朱(しゆ) (4進法)

貨幣(銀) 貫(かん) 匁(もんめ) 分(ぶ) 厘(り) (10貫文≡千匁 1匁以下10進法)

貨幣(銭) 錢(せん) 貫(かん)・貫文(かんもん) 疋(ひき) 文(もん)

(1貫文≡千文 1疋≡10文) ↓価値は一定ではない。

長さ 里(り) 町(ちょう) 間(けん) (6進法 一間≡6尺)

丈(じょう) 尺(しゃく) 寸(すん) 分(ぶ) (10進法 ※1丈≡10尺)

面積 町(ちょう) 段・反(たん) 畝(せ) 歩・分(ぶ) 坪(つぼ)

(1畝≡30歩畝以上10進法)

その他 冊(さつ) 卷(かん) 枚(まい) 組(くみ) 人(にん) 号・號(ごう)

• 十二支

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
癸酉	壬申	辛未	庚午	己巳	戊辰	丁卯	丙寅	乙丑	甲子
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
癸未	壬午	辛巳	庚辰	己卯	戊寅	丁丑	丙子	乙亥	甲戌
30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
癸巳	壬辰	辛卯	庚寅	己丑	戊子	丁亥	丙戌	乙酉	甲申
40	39	38	37	36	35	34	33	32	31
癸卯	壬寅	辛丑	庚子	己亥	戊戌	丁酉	丙申	乙未	甲午
50	49	48	47	46	45	44	43	42	41
癸丑	壬子	辛亥	庚戌	己酉	戊申	丁未	丙午	乙巳	甲辰
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51
癸亥	壬戌	辛酉	庚申	己未	戊午	丁巳	丙辰	乙卯	甲寅

三 林家文書

今回の講座に使われている資料は林家文書の中から使用させていただいています。林家にはなぜ、「離縁状」が集まるのでしょうか。

・名主の文書 林家の説明

林家は信濃国から文亀年間(1501)～1504)に赤尾村へ移住し、村方開発を行う、代々里の長となったという。三代信正(図書)以来、代々赤尾村下分の名主を務めている。文化元年(1804)に名主としての功を賞され11代幸蔵(佐伝治)以降苗字を許された。赤尾村は越辺川沿いにあることから代々治水に努力をしている。

明治に入っても、赤尾村戸長や、各地村長、県議会議員などを輩出する家となっている。

参考 埼玉県立文書館『林家文書目録』昭和六一年(1986)14頁等

・地域史料と公文書のつながり 埼玉県立文書館

林家は赤尾村下分の名主を代々務めていた。

名主

(前略)名主・庄屋は一村の長で、一村に一名いるのが通常であるが、複数いる場合もあり、他の村の名主・庄屋を兼帯する例も稀にある。名主・庄屋は、初期においては戦国時代の地侍(じざむらい)や浪人などの系譜を伝える者が多く、新田村ではその開発者の家であった。社会的にも経済的にも最も優位にある者で、世襲するのが普通であった。(中略)

名主・庄屋の任務は村方の全般に関する事務であるが、特に年貢の納入、戸籍事務、道橋の普請、村民の願書・契約書などの奥書などは重要なものであった。特に年貢の完納は最大の義務で、皆済不能の場合には処罰された。戸籍の整備のためには宗門人別改帳を整頓し、村民の出生・死没はもとより、他村人との婚姻には送籍・入籍の文書を相手村と交換した。

(中略)

領主が出した年貢割付状・同皆済目録の類、領主へ出した宗門人別帳・村差出明細帳・諸願書類の控、村財政の収支を記した村入用帳、領主の布達などを書き留めた御用留、時には検地帳や助郷帳の写、その他多くの書類は名主・庄屋宅に保管されていた。それらの帳簿類を入れておく筆筒を役筆筒といった土地もある。名主・庄屋が交代する時には、これらの書類を引き渡し、新任者はその受領書を出したが、世襲の家も多く、必ずしも守られてはいなかった。名主・庄屋は領主に対する貢献度や村内治政の成績によって、苗字帯刀を許されたこともある。また貯水池を造り、社倉を設け、あるいは寺子屋を開くなど、村民のために利益を計った名主・庄屋がある反面、私利私欲を計って、村民に過重な負担をかけた者もいた。

(中略)

明治五年(一八七二)四月九日太政官布告で、荘(庄)屋・名主・年寄などはすべて廃止され、戸長・副戸長と改称して、従来の事務はもとより人民・土地に関することはすべて取り扱うように命じられた。これより種々の変遷を経て、明治二十二年以降の町村制施行に至ったが、旧の名主・庄屋が区長または戸長になり、さらに町村長になった例も稀ではない。名主・庄屋の廃止とともに、その保管していた諸帳面などの村方文書は新任戸長に引き渡すように通達した県もあるが、受領すべき人や場所の対応が不十分であったから、引渡しは完全には行われず、むしろ旧名主・庄屋の家に保管されているものが多かった。これらの名主・庄屋のもとで作成または保存されてきた村方文書が、近世史研究上ではきわめて重要な史料とされている。(以下略)

児玉 幸多「名主・庄屋」『国史大辞典』吉川弘文館 昭和54年(1979)

四 宿題

史料 「離別」札之事〔林家文書No.三〇四〇〕

離別一札事

一 去年年二葉書、彼も亦之可
氣也、故離別、今年何之
解之、此書も、左様、山、山、山、
札、山、山、山、山、山、

天保三年

十月

山田山田

九三



山田山田